

1940年「新体制」下における木材統制機構の設計過程

小 野 浩

1. はじめに

本稿の課題は、1940年「新体制」下における統制機構の設計過程について、木材業を事例として歴史像を提示することである。方法として、官・軍・民〔農林省・陸軍・木材業者〕、三者間における政策構想の調整過程を分析し、その成果と限界を明らかにする。

第2次近衛内閣下の「新体制」は既存の政治経済体制を全体主義的体制へ転換するための基本理念であった。「経済新体制構想」では、計画の精緻化、「経営と資本の分離」、利潤原理から「公益優先」への経済観念の転換等が政策理念として謳われたが、結局のところ「新たな経済動員システムは計画化の徹底ではなく、市場主義との妥協の上で成立した協調的・組織的な市場管理方式」であり「自治的統制機関が官治的統制の中に共棲する関係」が構築されたのである（山崎 2016：18-19）。以後、鉄鋼業をはじめとする重点産業部門では統制会方式が採用され、その他の産業においても統制機構の整備が段階的に進められた。

当該期の木材統制に関する最も体系的な歴史研究である萩野（1993）は、「暫定的中央統制会社の出現過程」と題する節において、官・軍・民の各動向を跡付けたうえで、「最終的に主導権を行使したのは〈林材統合〉を力説する陸軍であつた」と結論付けている。筆者も陸軍〔山本憲一少佐〕の「林材統合」理念が戦時期の木材統制方式に重大な影響を及ぼした点に同意するが、その影響力が行使されたのは木材統制法

成立後における同法運用過程であつたと考える。萩野（1993：219-221）は「1940年」8月5日の日本木材倶楽部緊急理事会の議事録を史料として引用し、木材統制に関する農林省・陸軍案と松浦案〔後述〕との対立の根拠としているが、ここに1つ重大な誤りがある。この緊急理事会が開催された年は「1940年」8月5日ではなく、正しくは翌年の「1941年」8月5日である。つまり、同議事録の内容は、すでに公布・施行済の木材統制法〔1941年3月公布・同年6月施行〕を前提とする内容であり、同法の運用をめぐる議論である。したがって、以下の歴史叙述には難点がある。

最末端機構をめぐる株式会社案（山林局案）、組合案（松浦）との根本的差異があつたが、前者は企業合同、すなわち製材企業等の強制的転廃業を強要する、民間企業にとって大問題をはらんでいた……以上の山林局方針があきらかになるとともに、そのごの反対運動はいきよに高まっていった……〔1940年〕9月にはいると松浦周太郎代議士（元勝正憲通信大臣秘書官）は木材統制私案をひっさげ、全国に檄をとばし集会をもつ（萩野 1993：221）

上述のように「山林局方針」〔企業合同による強制的転廃業〕に対する「反対運動」が、松浦の「木材統制私案」と全国「集会」へと展開したわけではない。史料の年を誤認しているため、木材統制法制定以前の統制会社設立をめぐ

る1940年時点の議論と同法制定以後の統制会社と木材業者との関係をめぐる1941年時点の議論が混在している。根拠となる史料の時系列が捻じれているため、歴史叙述および論理展開に根本的な誤りが生じている。本稿では、1940年「新体制」下の木材業における統制会社をめぐる官・軍・民の動向を改めて整理したうえで、木材統制法「原案」[農林省案]に対する「軍」と「民」の影響力について再検討したい。

2. 木材統制機構の検討—組合方式から統制会社方式へ

1940年2月、陸軍用材の府県別供出割当が開始され、供出を実行するための組織を早急に整備することが求められた。農林省は「従来存在する日木聯[日本木材業組合聯合会]を活用して、之を中心として大同団結せしめる」方針を固めた¹。つまり、木材業界において唯一の全国組織である日木聯を整備拡充し、木材統制機構の中心機関とする構想である。同年2月17日の日木聯総会準備委員会において、日木聯改組の目標を「日木聯が民間の総括的統制団体となること」に置き、当面の軍用材等の斡旋のみならず、①「供出の実行機関」たるべく機構整備を進めるとともに、②従来の日木聯加盟団体と府県木聯合会の「二本建制」とすることが決定された[日木聯に加盟しない府県木聯・各種組合等も多数存在したため]。日木聯幹部は同案を蓮池木材統制課長に提案したが、この時点では結論を出すまでに至らなかった。

1940年3月6日、日木聯臨時総会において、上記の日木聯改組案が討議された。目標の②

「二本建制」については原案通り承認されたが、①については、配給機構の制度設計にかかわる根本的問題であるため、日木聯の機能を従来通り供出材の「斡旋」に止めるか、それとも「供出の実行機関」へと拡充するか、明確な結論を得られなかったが、将来的に組織を「第一部」[企画研究]と「第二部」[統制事業]の「二部制」とする方針のみが合意された²。とはいえ、「改組ではなく、単なる事態取りまとめに過ぎぬ³」と評される通り、具体的な内容は何も決定されなかった。また「民間の総意の集中機関」であるはずの日木聯が、次第に農林省の下請機関化しつつある現状に対して批判が強まりつつあった。

1940年5月30日、日木聯定時総会が開催されたが、これは「三月六日の臨時総会に附議された改組問題のやり直し」であった⁴。同定時総会の開始にあたり、農林省の毛利木材統制課長は日木聯を木材統制機構の中心機関とする考えを表明し、「日本木材業組合聯合会指導方針」を示した。ただし、日木聯に「事業部」を加えて「供出の実行機関」としての組織拡充を図る方針は破棄され、日木聯が中心となり新たに「企業的運営機関として内地木材の需給調整機構一貫の系統に於いて生産販売、輸移出を統制する必要上日本木材株式会社（仮称）を設立⁵」する方針に転換した。以後、組合方式から統制会社方式への移行が基本方針となった。

1940年6月22日、農林省山林局は日木聯に対して統制会社の定款・計画書案の作成を委嘱した。同年7月17日、日木聯は山林局に対して同案[「一千万円会社案」]を提出した（萩野1993：206）。同年8月5日、山林局は「日本木

¹ 「木材統制と日木聯の動向」『木材』10巻3号、1940年3月、48頁。以下、同資料に依る。

² 「岐路に立つ日木聯」『木材』10巻4号、1940年4月、27頁。なお、農林省主導で日木聯改組問題が議論された翌日、商工省は5大市場の木材業者に対して商業組合を組織することを下命するなど、木材統制の所管をめぐる農林省と商工省との対立が業界に大きな混乱を与えた（「日木聯の改組と今後の問題」『木材』10巻6号、1940年6月、27頁）。

³ 「「日木聯」改組を決る」『木材』10巻4号、1940年4月、40頁。以下、同資料に依る。

⁴ 前掲「日木聯の改組と今後の問題」26頁。以下、同資料に依る。

⁵ 「統制強化と日本木材統制会社」『木材』10巻8号、1940年8月、32-33頁。

材統制株式会社」[「一千万円会社」]の設立準備委員を指名したが、この場で「日本木材統制株式会社（仮称）ハ緊急ヲ要スル当面ノ統制ニ備フル暫定的計画ナルヲ以テ……明年度[1941年度]ヨリハ事業範囲ヲ拡大シ相当資本ノ半官半民ノ国策会社ニ進展スルコトヲ想定シ其ノ際右一千万円会社ハ発展解消シテ其ノ国策会社ニ吸収合併セラルルコトナルベキ諒解ヲ完了⁶」した。つまり、農林省はさしあたり軍用材等の部分的統制を実行するための「暫定的」統制会社を設立し、翌1941年に同社を基盤として、特別法[木材統制法]に基づく「半官半民ノ国策会社」（「一億円会社」）を設立することにより、木材全体を統制する構想を描いたのである。

3. 木材統制法「原案」に対する「下意上達」

(1) 松浦案の登場と「民意」形成

1940年8月、農林省は日木聯主体の「一千万円会社」の位置付けを、将来的に「相当資本ノ半官半民ノ国策会社」へ発展解消すべき暫定的会社へと変更した。同年の農林省内における木材統制機構の検討過程において、その内容は当初の日木聯の改組拡充[組合方式]から「一千万円会社」[統制会社方式]へ、さらに「相当資本ノ半官半民ノ国策会社」[特別法に基づく統制会社]へと変遷をたどった。「国策会社」の設立には立法措置を講じる必要があるため、その基盤となる「一千万円会社」の設立準備と並行して、農林省内で木材統制法案の具体的な検討が開始された。

農林省内で日木聯主体の「一千万円会社」を基盤とする「国策会社」の設設計画および木材統制法「原案」の検討が秘密裡に進行する一方で、民間業者主体の統制会社案の発議が行われ

た。その中心人物が松浦周太郎[衆議院議員・北海道の木材業者]であった。1940年9月、松浦は木材業界の重鎮・植松健[湯浅木材株式会社]とともに私案を携えて農林省[井野農林次官・井出山林局長]、陸軍省[池本建築課長]を巡訪し、「何れも其趣旨に満幅の賛意を表せられ」たという⁷。具体的に私案のどの部分に対するいかなる意味の賛意であるのかは判然としないが、松浦らは当局の真意を「忖度」し、全国の木材業者に向けて「日本木材統制株式会社（仮称）案」[以下「松浦案」、日木聯が主体となって設立準備を進める日本木材統制株式会社とは無関係]を同封した書簡を送り、以下の通り懇談会[第1回研究会]への参集を呼びかけた。

当局の内意を忖度するに目下設立を急ぎつゝある日木聯主体の木材会社案[一千万円会社案]は現状対処の応急措置に属するものにて当局が把持する真の徹底的対策は……[日木聯主体の一千万円会社とは別に農林省内で]立案中と推知せらるるを以て此際宜しく民間有力業者相倚り相図り強固なる団結の力によりて同封私案[松浦案]を検討考覈の上速急当局に陳情し以て当局の意図に反映せしむる事こそ喫緊事なりとの結論に到達致候……この私案たる会社設立の主旨は日木聯主体の木材会社と対立せしむ可きものに非ざる事は前記当局の意図と共に明瞭なるものと存じ申候……この重大事に直面して吾等の方策意図及真に是也と信ずる主張を政府に披瀝し当局の賛意を確保して之を政府案として議会に提出する運びと致度く…⁸

以上に示されるように、松浦案の狙いは日木

⁶ 「株式会社・発起人会・発起人委嘱・設立認可等書類」[1940年]（『昭和15・16年 日本木材統制株式会社ニ関スル資料』[1940-41年] 宮原省久資料、林業文献センター蔵）。以下、同資料に依る。

⁷ 松浦周太郎・植松健「全国木材業者宛 懇談会開催通知」1940年9月（『昭和15・16年 日本木材統制研究会ニ関スル資料』 宮原省久資料、林業文献センター蔵）。以下、同資料に依る。

⁸ 同上。

聯主体の「一千万円会社」に対抗することではなく、農林省内で「立案中と推知せらるる」「徹底的対策」すなわち「政府案」〔第76帝国議会で提出される見込みの木材統制法「原案」〕に民間業者の意図を反映させることであった。農林省内の政策検討過程は外部に秘匿されているため、一般の木材業者は一部の関係者から漏れ伝わる情報をもとに当局の意図を推測するほかなかった。業界全体が先行きに不安を覚えるなかで、松浦は「畜に政府案に追随するのみにて能事終れりと為し得るか……業界人自ら敢然として起ち宜しく業界の実情を披歴し業界革新方途の確立的意見を具申し以て民意の反映を確保すると共に政府の大方策に軌を合せて邁進する事」が肝要であると訴えたのである。農林省の下請機関化した日木聯の「秘密主義」および受動的姿勢に対する反発と「新体制に便乗して唱へられた個人企業剥奪論⁹」に対する不安とがあいまって、松浦の主張する「民意の反映」は全国の木材業者が賛同し得る総論となった。

当局に対して業界側から能動的に働きかけることの必要性を強調する松浦の運動方針それ自体について異論を唱える者はほぼいなかったが、当局の政策に反映させるべき各論、つまり、統制方式の具体案については各々の立場により利害が異なるため、多様な意見が生じた。したがって、業界の民意を総括して一本化する必要があった。かつてこの役割を担っていたのは日木聯であったが、1940年時点の「日木聯といふものは実質的には業界の代表機関としての流れをして居らぬ……我々業界としても統制を強化しなければならぬといふ時に当つてはその力もなく又用をなし得ない存在ではないか¹⁰」と農林省の下請機関化した日木聯に対して、木材業

者の多くは批判的であった。そこで新たにこの役割を代替したのが、松浦・植松の主催する研究会であった。松浦は私案をたたき台として全国業者に送付し、第1回研究会への参加を呼びかけたのである。

1940年9月27日、松浦・植松の主催する第1回研究会が開催され、全国から多くの木材業者が参集した。松浦は現行の自治的統制は実質的に「無統制といつても過言ではない」状況であり、「真に国家の物動計画に協力して所謂計画経済を完成するには、生産、集荷、配給の一貫統制をなし公益優先に立脚する一大国策会社でなければその可能性はない」と主張し、その具体案として「半官半民の〔資本金〕一億円の国策会社の設立」を提唱した¹¹。まさに同日の新聞報道において、農林省の計画する資本金1億円、半額政府出資の日本木材株式会社設立案が公表され、来たるべき第76帝国議会で木材統制法案を提出するべく大蔵省その他関係官庁と折衝を開始した旨が伝えられた¹²。松浦案と政府案のいずれも全面的な木材の生産・配給統制を行う資本金1億円の半官半民の国策会社を設立するという大枠では一致している。

両者の最大の違いは、松浦が「地区別に地方ブロックをつくる」〔中央に日本木材会社を設立し、その子会社として地方ブロックごとに地方木材会社を設立する〕ことを主張したのに対して、農林省は「所謂本社と支店の関係に置かう」とした点である¹³。研究会の場では、前者に対して「地方々に独立性を持つ子会社をつくつてその地方に於ける事業を独立的に扱はしめるといふこの案〔松浦案〕は従来の統制会社の欠陥を補つて殊に木材のやうに非常に困難なさうして複雑な事業の性質からいつても適當の

⁹ 「木材統制会社成立のいきさつ」『木材』10巻12号、1940年12月、28頁。

¹⁰ 「(第二回)全日本木材統制研究会 委員会速記録」1940年11月5日付(前掲『昭和15・16年 日本木材統制研究会ニ関スル資料』)。

¹¹ 「速記録 日本木材統制株式会社審議懇談会」1940年9月27日付(前掲『昭和15・16年 日本木材統制研究会ニ関スル資料』)。

¹² 「日本木材会社新設 資本金一億円、半額を政府出資」『朝日新聞』1940年9月27日付。

¹³ 前掲「速記録 日本木材統制株式会社審議懇談会」。以下、同資料に依る。

案であらうと考へます」等の賛意が寄せられた。ここで指摘される「従来の統制会社の欠陥」とは、電力国家管理法に基づき設立された日本発送電株式会社のような民有国营方式および本社支店関係に起因する諸問題を指す（奥野 1940: 77）。

實方（1944: 56-57）によれば、戦時下の国策会社には、①「完全な強権的企業合同と云ふ形態」[電力国家管理法に基づく日本発送電株式会社等]と、②「強制カルテル的な国策会社」、つまり「従来の私企業はその儘にして置き、その上に国策会社を作り、其の傘下に属する企業の統制をするといふ形態」[日本肥料株式会社法に基づく日本肥料株式会社等]があった。①の方式は産業組織の抜本的再編成とともなうのに対して、②の方式は「国策会社」の傘下において「従来の私企業」は存続される。松浦は木材業のあるべき統制機構の姿を②の方式に求めたのである。

第1回研究会では日木聯理事を含む38名の委員が選出され、同委員会において松浦案の研究をさらに進めることが合意され、くわえて松浦案と日木聯が進める「一千万円会社」の設立は無関係であることが確認された。松浦の発案を受けて、各地域の木材業者団体によるさまざまな会合が催された。この過程で木材業者間の問題関心の共有が図られ、総論として民意を政府案に織り込む「下意上達」方針については概ね賛同を得られたが、各論については反対意見も出された。木材業者の関心事は「地方ブロックの会社が出来た場合、業者はそれらをどうい風に聯繫を保つて統制に参加して行くことが出来るか」あるいは「従来やつて来た商売が統制会社が出来たためにどういふ結果になるのか」等

の問題である¹⁴。

第1回研究会の翌日の1940年9月28日、委員会が開催され「委員会修正改案」が作成された。同案における木材統制機構および運営上の概要は、以下の3点である¹⁵。

- ① 「日本木材統制会社（仮称）」[親会社]は資本金1億1000万円の半官半民の統制会社[特別法に基づく国策会社]とする。
- ② 「全国地区別ニ拾個ノ統制会社」[子会社]を設立する。
- ③ 運営上の要点として「各子会社ハ所管地区内並所管部門ニ付キ実力アル業者ヲ動員シテ夫々会社ノ指定代理店トシテ登録」する。「生産部門ノ指定業者」とは「山林所有者、造材搬出業者、木材加工業及直接又ハ間接ニ生産、集貨ニ従事スル業者」であり、「配給部門ノ指定業者」とは「問屋業者及小売業者」を指す。ただし、「少量業者ハ相倚ツテプール又ハ組合単位」とする。

1940年10月1日、委員会代表者は上記修正案を携えて農林大臣・同次官・山林局長を巡訪し「経過ノ報告民意ノアル処ヲ詳細陳述」した結果、「政府ノ立案ニ先立ち民意ノ暢達ヲ期シ民意ヲ織込マル様研究ノ歩ヲ進メ候儀ハ山林局長ヨリ十分ノ諒解ヲ得」たという¹⁶。その際、当局に提示した「私案ノ重点」は、以下の4点である。

- ① 「各地ブロック子会社ハ絶対ニ必要ト思フ事」
- ② 「民間資金ヲ快ク納得シテ容易ニ集メ

¹⁴ 大阪木材協会「速記録 木材統制研究会」1940年10月12日付（前掲『昭和15・16年 日本木材統制研究会ニ関スル資料』）。

¹⁵ 「日本木材統制株式会社（仮称）案 委員会修正改案」[1940年]（前掲『昭和15・16年 日本木材統制研究会ニ関スル資料』）。

¹⁶ 松浦周太郎・植松健「全国木材業者宛 研究会開催通知」1940年10月10日付（前掲『昭和15・16年 日本木材統制研究会ニ関スル資料』）。

得ル方策ヲ採ルベキ事」

- ③ 「現業者ノ業態ヲ活用スベキ徹底の方策タルベキ事」
- ④ 「三億円ノ政府融資ハ目的達成上必要ナル旨ヲ強調スル事」

すでに1940年9月27日付の新聞報道において公表されているように、農林省内では資本金1億円の国策会社を設立する構想が検討中であり、「民意」[松浦案]と政府案の基本的な方向性は一致している。このなかで特に重要な点は、業界における最大の関心事である③「現業者ノ業態ヲ活用スベキ徹底の方策」であり、松浦は統制会社の「指定業者」としてすべての木材業者を活用していく展望を示したのである。

(2) 松浦案の真意

1940年11月4日、第2回研究会が開催された。同会の冒頭、松浦は政府提出法案を追認する翼賛議会の実情を踏まえ、議会上程以前の政府「原案」立案過程に民意を織り込む「下位上達」の重要性を強調した。

大政翼賛会がこゝに発足致しまして着々その理念に向つて進行致してをります……従来のやうに政府が折角出した案を議会で色々こねくりまわすやうなことは出来ないであらう……我々の業界の実情を政府に認識せしめるには政府が案を立案する時にその内容に充分民意を織り込ませること、それ自体が我々の持てる使命である¹⁷

つづけて、現行の木材業における各種組合[任意組合を含む]を基盤とする自治的供出体制の不備を指摘したうえで、改めて統制会社設

立の必要性を主張した。

今日出来てゐるところの千数百の日本の木材の組合といふものはその大部分が底流にあるものは自由主義の機構であります、斯ういふ形態では断じて政府の要求する、所謂企画院の要求する、或は軍部の要求する充分なる供出材をなすことの出来ないのは当然でありまして……この際全国を一丸にする所謂一業一社の一貫統制……所謂公益優先的な理念の下に国家の提唱する物動計画の協力者であり実行者を拵へるといふことが今日の急務である¹⁸

以上のように、松浦は現行の「自由主義」的な各種組合を基盤とする供出体制を批判しているが、ここで留意すべきは、第1に、組合形式それ自体を否定しているわけではない点である。つまり、私的利潤追求を第一義的な目標とする従来型の組合ではなく、「国家の為さんとする統制経済のイデオロギーに合ふ組合、イデオロギーに合ったプールといふものを拵へたものが所謂指定業者になる」と説明している¹⁹。松浦案の真の狙いは「日本の木材界の一人と雖もこの統制から漏れるものはないといふ所」であり、ようするに、「新体制」の理念に即した木材業の組織化を通じて、全業者の営業の存続を図ることであった。そのためには、木材統制法案が帝国議会上程される前に、同案に「民意」を織り込まなければ手遅れになる。突如として表明された松浦案の基本的な方向性に対して、多くの業者が一斉に賛意を示した背景にあるものは、「個人企業が無くなるのではないかとの不安²⁰」であった。「新体制」下の「個人企業剝奪論」に不安を抱く全国の木材業者は、複雑な利

¹⁷ 「速記録 全日本木材統制研究会（第二回）懇談会」1940年11月4日付（前掲『昭和15・16年 日本木材統制研究会ニ関スル資料』）。

¹⁸ 同上。

¹⁹ 同上。以下、同資料に依る。

²⁰ 前掲「木材統制会社成立のいきさつ」28頁。

害の絡む小異をひとまず捨て、松浦の提唱する大同についてのである。

第2に、「自由主義」から「公益優先」への転換は、私的利潤追求それ自体を否定しているわけではない点である。松浦は「公益優先と私益のポイントを何処に打つのか」という問題について、「公益優先」の理念を「公定相場〔最高販売価格〕といふポイントの範囲内に於て、自分の使命付けられた数量〔供出割当〕に対して、その数量を拵へ上げる為如何なる努力をしてもこの公定相場の範囲内に自分の使命付けられた数量を確保する」と規定している。つまり、「公定相場の範囲内に於て諸君の活動の如何に依つて諸君の利潤が得られる」のであり、「公益優先」〔最高販売価格の遵守と供出割当の確保〕に反しない限り、努力を通じて私的な利潤を追求することは容認されるのである。松浦は「国家管理……強化された全体主義」を否定し、「働けば働いただけの報酬が得られる所の組織を作るべき」と主張した。松浦の考える「公益優先」の理念とインセンティブの発揮を両立し得る組織は、中央の統制会社〔親会社〕、地方ブロックごとに独自の権限を有する子会社、子会社の傘下で「指定業者」として活動する木材業者の組合あるいはプール組織からなる統制機構であった。

第2回研究会では、農林省に対する陳情内容として、資本金1億円の半官半民の統制会社設立案を第76帝国議会に提案することのほか、「地方ブロック子会社」を設立し「現在ノ業者ハ一人モ漏レナク是〔指定業者〕ニ抱擁シ失業者を出サヌ様セラレ度シ」、「木材統制会社ノ設立組織及機構ニ付テハ民意ヲ充分ニ取入レラレ度シ」等の意見が採択された。

4. むすびにかえて一木材統制法案に対する陸軍の影響

農林省内における木材統制法「原案」形成の最終局面において大きな影響を与えたのは、大蔵省と陸軍の意向であった。1940年12月、日本木材株式会社〔資本金1億円〕に対する半額政府出資に充当するため、井野農林次官は大蔵省に対して5,000万円の予算を要求したが、大蔵省はこれを拒否した。結局、農林省は統制会社の設立に向けた法案提出を最優先とし「追加予算が取れないのでやむなく民間資本だけでもこの会社を何としても拵へて行く²¹⁾」方針を決定した。研究会の要望である政府からの5,000万円の出資と3億円の融資は全く見込めないことが判明し、この時点で資金的問題から地方子会社の設立等に大きな支障が生じることが明らかとなった。つまり、木材統制法「原案」は議会上程以前の段階で重大な難点を内包していた。

年が明けた1941年1月、農林省では木材統制法案の提出に向けた最終準備が進められていた。「原案」の内容は第2回研究会で「松浦が説明したものとその軌を一にするもの」であり、この事実を知った陸軍側を「驚倒せしめた」という²²⁾。かねてから「林材統合論²³⁾」を主張していた陸軍・山本少佐は「原案」提出の一時保留を農林省に要請したうえで、同年1月19日、自らの「木材対策私案」〔以下、山本案〕を手交した。山本の回想によれば、その後の展開は以下の通りである。

第一次の統制法案は粉碎した。次の手は前記の「木材対策私案」を打ち付けることであつた。いずれゆっくり御研究になる事

²¹⁾ 「報告書 全日本木材統制研究会委員会 速記録」1941年2月7日付（前掲『昭和15・16年 日本木材統制研究会ニ関スル資料』）。

²²⁾ 「木材統制回想録一完」『月刊林材』1950年11月号。

²³⁾ 陸軍の木材統制に対する基本的理念は「林材統合」〔林業と木材業との間の「矛盾克服」を強力な国家統制と「経営の所有に対する優越」により達成する〕であり、山本少佐の個人的イデオロギー（「木材統制私案」）が強く影響していた（三井昭二1982）。

かと思っていた農林省はどうしても今期議会〔第76帝国議会〕でデッチ上げてしまうという……マゴマゴしてはどんな統制法が出来上がるか知れたものではないという不安もあって、陸軍省では最後の手に出た。即ち池本大佐と山田中佐が法制局に乗り込んで農林省と協力して徹夜して第二次統制法案を書き上げて、会期ストレスにやっとな間に合わせて辛じて成立を見た²⁴

この強引な手法をみれば、萩野（1996）が「陸軍省側のいわば立法クーデター」と表現するのも首肯し得る。ただし、この山本の回想が事実をありのままに語っているとすれば、山本の「私案」が農林省で「ゆっくり御研究」される時間的余裕はなく、「原案」の法制局における最終審査の段階で、慌てた陸軍側が「徹夜」で横槍を入れざるを得なかったということである。また、この「徹夜」の修正作業に山本自身は参加していない。木材統制に対する陸軍省内の方針が必ずしも明確化されていない点を鑑みれば²⁵、どの程度、山本の「木材対策私案」が木材統制法「原案」に反映されたのか、再検討すべき余地がある。

萩野（1996）によれば、「木材統制法の基礎骨格」は山本少佐が主唱した「林材統合論」に

基づくものであり、松浦案による民間側の抵抗は一旦終わりを迎えたとされる。山本案は「木材統制法律案上程および新発足せんとする日本木材統制株式会社の内容に、決定的影響をあたえるものであった」（萩野 1993：211）と評価している。筆者は木材統制法「原案」〔政府の最終案〕は、松浦案を「粉碎」して山本案に置き換えたものではなく、松浦案を「基礎骨格」としつつ、陸軍の意向に沿って加味修正したものであると解釈する。松浦自身も木材統制法公布後に「当局に於きましても民意のある所を酌取られまして……大体に於て〔松浦案の〕プランが採入れられ」たと述べている²⁶。つまり、松浦は制定された木材統制法に一定の「民意」が織り込まれた点を評価しているのである。

松浦のリーダーシップにより木材業界内における一定の合意が形成され、農林省は「民意」を織り込んだ同案を基礎として木材統制法案を具体化し、最終局面で陸軍の横槍が入ったものの、地方ブロック制の採用等の基本的な骨格部分は維持された。ただし、木材統制法に明文化された内容は、統制機構全体の上部構造〔中央の親会社と地方ブロックごとの子会社〕に限られており、官・軍・民における同床異夢の妥協の産物であった。松浦案の真意にかかわる統制機構の下部構造〔「指定業者」＝既存の木材業

²⁴ 前掲「木材統制回想録一完」。陸軍・山本少佐は松浦主催の第2回研究会に私服で参加しており、松浦案の概要を把握していた。なお、山本と松浦の関係について、前者の回想によれば、両者は戦時期を通じてたびたび会談する機会があり、山本が松浦の「私利追求」的姿勢を非難し、かなり激しく応酬する場面もあれば、山本が松浦を政治家として、あるいは業界の専門家として高く評価し、ときには手紙を書いて率直に意見を求める場面もあった。戦後、山本は松浦を「論敵として深く交を結んで来た」間柄と述懐している。

²⁵ 山本は木材統制について見解を述べる際に「軍部を代表して自分が意見を申上げるわけには行かない……自分個人の意見」と前置きしている。木材統制について、必ずしも陸軍省内部で明確に統一された方針があったわけではないと思われるが、陸軍用材調達には山本主導で行われてきたため、実質的に山本の「個人の意見」〔私案〕が陸軍の見解を代表するものとみなされた。なお、山本は日本聯主導の統制会社について「賛成するとか或は賛成しないとさうしたやうな考へは持たない……要は運用が頼るに足る」か否かの問題であると回答している。つまり、日本聯主導の統制会社あるいは資本金1億円の国策会社の運用が頼るに足らなければ、陸軍は既存の独自ルートで軍用材を調達しつづけるという超然的態度の表明である（「九州木材統制研究会大会 速記録」1940年11月16日付（前掲『昭和15・16年 日本木材統制研究会二関スル資料』）。実際、木材統制法に基づく日本木材株式会社株式会社が設立された後も、1941～42年度の特種材を除く軍用材の供出に関して同社は関与していない（日本木材株式会社「昭和十八年三月分業務報告」〔1943年〕（『昭和一七、一八年 日本木材株式会社 業務状況報告』1942-43年、鳥田錦蔵資料、林業文獻センター蔵）。

²⁶ 「講演速記録 全日本木材統制研究会」1941年4月24日付（前掲『昭和15・16年 日本木材統制研究会二関スル資料』）。

者]について、農林省は結局のところ「明答を避け」たのである²⁷。農林省の方針として「従来の生産、配給業者を使はふといふことが一つも明確にされてゐない」など、最も肝心な部分について当局は方針を明示しなかった。実際、木材統制法制定後の当局の「重大背信」により、1941年の木材業界は大混乱を来すことになる(萩野 1993 : 229)。

文献一覧

- 奥野道夫 (1940) 『新体制で木材界はどうなるか?』日本木材研究所
實方正雄 (1944) 『統制機構と企業形態—戦時経済立法の課題』ダイヤモンド社
萩野敏雄 (1993) 『日本現代林政の激動過程—恐慌・十五年戦争期の実証』日本林業調査会
萩野敏雄 (1996) 『日本現代林政の戦後過程—その五十年の実証』日本林業調査会
三井昭二 (1982) 「木材統制法の成立過程に関する一考察」『林業経済研究』102号
山崎志郎 (2016) 『太平洋戦争期の物資動員計画』日本経済評論社

(付記)

本稿は熊本学園大学附属産業経営研究所による研究助成(平成29-30年度「戦時統制下の木材業に関する経済史的研究」)の成果の一部である。

²⁷ 前掲「報告書 全日本木材統制研究会委員会 速記録」。以下、同資料に依る。